

【解説文】

武州忍領三拾八ヶ村と同国同領西村・田嶋村・上奈良村・中奈良村・奈良新田
 百姓利根川通堤川除普請諍論之事、五ヶ村之者近年背先規、人足・竹木等
 不出之由、三拾八ヶ村訴之、五ヶ村百姓申趣、御料之時分四拾三ヶ村一同ニ雖勤之、私領ニ
 相分候而ハ別ニ江袋村之堤普請有之ニ付、右之役儀不致之旨答之、遂糺明処、自属
 私領已来及五拾年相勤、至近年令違背段為非分間、為科怠五ヶ村庄屋令
 禁獄畢、自今以後往古例五ヶ村百姓人夫・竹木可出之、仍為後證絵図令裏書、双方江
 下置之条、永可相守者也

貞享四年丁卯二月廿二日

仙和泉
 彦伯耆
 大備前
 北安房
 甲斐飛騨
 本濃路
 坂内記
 大安芸
 酒河内

【読み下し文】

武州忍領三拾八ヶ村と同国同領西村・田嶋村・上奈良村・中奈良村・奈良新田百姓利根川通堤川除
 普請諍論の事、五ヶ村の者近年先規に背き、人足・竹木等これを出さざる由、三拾八ヶ村訴の五ヶ村
 百姓申す趣、御料の時分四拾三ヶ村一同ニこれを勤ると雖も、私領ニ相分かれ候ては別ニ江
 袋村の堤普請これ有るニ付、右の役儀これを致さざる旨これを答え、糺明を遂げる処、私領に属してよ
 り已来五拾年に及び相勤め近年に至り違背せしめる段非分たる間、科怠として五ヶ村庄屋禁獄せしめ畢ん
 め、自今以後往古例五ヶ村百姓人夫・竹木これを出すべし、仍つて後證のため絵図裏書せしめ、双方へ
 これを下し置く条、永く相守るべき者也

(年月日・差出人 略)

【現代語訳】

武蔵国忍領の三十八か村と同国同領の西村・田嶋村・上奈良村・中奈良村・奈良新田百姓との利根川通堤川除普請諍論について。五か村の者が近年先規に背いて、人足や竹木などを出さないことを三十八か村が訴え（たところ）、五か村百姓が申した趣は、御料（幕府直轄領）であつた時は四十三か村一同で勤めていたけれども、私領（旗本領など）に分かれてからは、別に江袋村の堤普請があるため、右の役儀は果たせないと答えた。糺明を遂げたところ、私領に支配替えとなつて以来、五十年に及び勤めており、近年に至つてから違背するようなことは道理に外れたことであり、罪科として五か村の庄屋に禁獄を命じる。今後、往古・古例（に基づいて）五か村百姓は人夫や竹木を出すこととし、よつて後の証拠として絵図の裏書をしたため、双方へ下し置くので、永く守りなさい。

（年月日・差出人 略）

※本文に明記されていない意味を補つた部分は丸カッコ（ ）で記載しました。

【本文中の語句の意味】

・忍領（おしりょう）…荒川流域の東西に広がる領域をさす名称。戦国期の北条氏国衆の旧領域に相当すると
いう。また、単純に忍城の城主の所領（忍藩領）をさすこともある。

・川除普請（かわよけふしん）…河川堤防の土木工事のこと。

・人足（にんそく）…人夫・労働力。

・糺明（きゆうめい）…糺し明らかにする。

・違背（いはい）…規定や命令に背くこと。

・非分（ひぶん）…道理に外れている。

・科怠（かたい）…あやまち。過失。

・庄屋（しょうや）…村方三役のうち、名主にあたる村政のリーダー。

・禁獄（きんごく）…獄に収監する刑罰。

・後證（こうしょう）…後の証拠。ここでは証拠書類の意。

・裏書（うらがき）…裁許絵図裏面に記す、裁許の経緯と裁定の内容記載のこと。